

令和5年5月2日

大森キャンパス・習志野キャンパス

学生・教職員 各位

東邦大学長

高松 研

東邦大学健康推進センター長

田中太一郎

## 「新型コロナ拡大防止のための自宅待機等ルール」の5月8日以降の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されることに伴い、「新型コロナ拡大防止のための自宅待機等ルール」については以下の通り、取り扱いを変更する。

### 記

1. 大森キャンパス・習志野キャンパスの学生・教職員を対象とした「新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした自宅待機等の対応ルール」については、5月8日(月)に廃止する。  
今後は、インフルエンザや麻疹、風疹などと同様、学校保健安全法で定められた取り扱いに準じて対応することとする。

#### 【状況ごとの具体的な対応】(5月8日～)

##### (1) 37.5度以上の発熱者

- ⇒ 大学としては出席・出勤停止期間を定めない。  
人と接する場合はマスクを着用するなど、感染対策に努める。

##### (2) 新型コロナ濃厚接触者

##### (3) 同居する家族等が新型コロナウイルスの検査対象となった場合

- ⇒ 大学としては出席・出勤停止期間を定めない。(自宅待機を求めない)  
ただし、最終接触から7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認、手洗い等の手指衛生、不織布マスクの着用、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策に努める。(同居家族が陽性者の場合は特に注意する。)  
症状が出現した場合は、医療機関の受診や自主検査などの対応を行う。

##### (4) 新型コロナ感染者(または疑いと診断)

- ⇒ ・学校保健安全法および同施行規則で定められた期間 (発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで)、出席・出勤停止とする。  
※ 無症状感染者の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで  
※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。  
・発症から10日を経過するまでは、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等の感染拡大防止対策を行う。

**★ 新型コロナに感染した場合は、健康推進センターへの速やかな連絡が必要**

※ 上記(1)～(4)のいずれの場合も、医療機関や高齢者施設等で実習を行う場合は、実習先の基準・指示に従い実習の中止・再開を行うこと。詳しくは、各学部の指示に従うこと。また、その際の欠席の取り扱いについては、各自で学部へ確認すること。

2.、感染症法上の分類が5類に引き下げられても、新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるわけではないので、基本的な感染対策を引き続き行うこと。

以上

<参考> 新型コロナに関連した状況別の対応

※本表には概要のみを記載。必ず本文を確認のこと。

	学生・教職員の対応	
	5/8～	(参考) ～5/7
(1) 37.5℃以上の 発熱者	出席・出勤停止期間の 定めなし (出席・出勤停止の対象と せず)	解熱後 1 日 を 経過するまで自宅待機  ※実習時は実習先の基準・指示に従い 実習を再開
(2) 新型コロナ 濃厚接触者	出席・出勤停止期間の 定めなし (出席・出勤停止の対象と せず)  ※最終接触から 7 日を経 過するまでは基本的感染 対策に努める。	感染者と最後に接触 してから 5 日間 自宅待機  ※実習時は実習先の基準・指示に従い 実習を再開
(3) 同居家族等が 新型コロナの 検査対象	出席・出勤停止期間の 定めなし (出席・出勤停止の対象と せず)  ※最終接触から 7 日を経 過するまでは基本的感染 対策に努める。	結果が確認されるまで自宅待機
(4) 新型コロナ 感染者 (またはその疑い)	発症した後 5 日を経過 し、かつ、症状が軽快 した後 1 日を経過する まで、出席・出勤停止  ※発症から10日を経過す るまでは、不織布マスク の着用、高齢者等ハイリ スク者との接触は控える 等の感染拡大防止対策を 行う。	発症日から 10 日間経過し、かつ、症 状軽快後 72 時間経過するまで、出席・ 出勤停止

※(1)～(4)のいずれの場合も、医療機関や高齢者施設等で実習を行う場合は、実習先の基準・指示に従い実習の中止・再開を行う。詳しくは各学部の指示に従うこと。また、その際の欠席の取り扱いについては、各自で学部へ確認すること。

★ 新型コロナに感染した場合は、健康推進センターへの速やかな連絡が必要